法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

「有事法制」とマスメディア : 言論・報道・思想の自由の帰趨

ISHIZAKA, Etsuo / 石坂, 悦男

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences
(巻 / Volume)
56
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
22
(発行年 / Year)
2009-07
(URL)
https://doi.org/10.15002/00021062

「有事法制」とマスメディア

――言論・報道・思想の自由の帰趨――

石坂悦男

“こんな自由な日本で言論統制？　とんでもないと言う人に，まま，出会う。そうあってほしいと願いながら，私は憂うる。とりわけ，有事法制というものが登場して来たのち，深く憂うる。”＊

（犬養道子）

目　次

はじめに―「横浜事件」のインプリケーション
1．戦後日本の国家秘密保護法制とマスメディア
（1）防衛（軍事）秘密保護法制の起点
（2）国家秘密保護法制の制定動向
2．防衛（軍事）秘密保護法制の再編／「有事法制」の成立・展開とマスメディア
（1）「新ガイドライン」と「周辺事態法」の成立
（2）「テロ特措法」・自衛隊法改正と防衛（軍事）秘密法制の新設
（3）「武力攻撃事態対処法」等「有事関連3法」の成立（以上本号）
（4）「イラク特措法」の成立とメディアの共振
（5）「国民保護法」等「有事関連7法」の成立
3．「有事法制」とメディア規制／同調
4．「有事法制」と市民的自由
おわりに―治安と軍事の融合／「安楽への隷属」とメディア

はじめに―「横浜事件」のインプリケーション

2009年3月30日，戦時下最大規模の言論・思想弾圧事件である「横浜事件」の第4次再審請求に対して，横浜地方裁判所（大島隆明裁判長）は免訴を言渡し，有罪無罪を判断せずに裁判手続きが打ち切られた。「横浜事件」は，1942年から45年にかけて神奈川県警特別高等課（特高）が言論・出版関係者（雑誌編集者）や研究者ら63名（氏名が確認された人びとおよび未確認の人びとをあわせると90名近い）を，治安維持法違反容疑で逮捕し，残虐な拷問を加え，獄死者4名，保釈直

＊ 犬養道子　「『「話せばわかる』・言論不自由」『世界』2004年3月，p.56.

後死１名，失神者10数名，負傷者30数名という犠牲者を生じさせた一連の事件の総称である[1)]。

このたびの再審免訴判決がもつ重要な意味は，第一にこれによって敗戦前後に下された有罪判決から64年，第１次再審請求から23年を経て争われた裁判（とくにで第３次，第４次再審開始決定）において，すでに事実上事件の虚構性（捏造，フレームアップ）が明白になっていたが，裁判所が改めて真相を明らかにして無罪判決により元被告の名誉回復を図ることなく，「横浜事件」の裁判が終結したことである。第二に，この再審は「横浜事件」が戦時下の戦争遂行の一環として捜査・司法当局が一体となって引き起こした大規模な言論・思想弾圧事件／権力犯罪であり，第４次再審の弁論において主任弁護士の佐藤博史が述べているように，元被告の名誉回復はもとよりそれを超

[1)]「横浜事件」を構成する一連の事件は，米国共産党事件，細川論文事件（『改造』論文事件），ソ連情報調査会事件，泊事件（共産党再建準備会事件），政治経済研究会事件，改造社・中央公論社事件，満鉄調査部事件，日本編集者会・日本出版社創立準備会事件，日本評論社・岩波書店事件，朝日新聞社事件，同人雑誌『五月』事件などである。中村智子『横浜事件の人びと』田畑書店；橋本　進「泊・横浜事件に実相と最新裁判経過」『言論弾圧の嵐が吹き荒れた時代の記憶として―泊・横浜事件　端緒の地，―事件の実相と闘いの経過―』「泊・横浜事件端緒の地」建立委員会刊，2008年８月，pp.18－3；同「言論・表現・思想の自由に関わる二つの最高裁判決と報道―横浜事件再審とＮＨＫ番組改変事件裁判」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』，第130号，2009年２月，pp.124－134.第１次再審申請（1986年７月）は「一件記録（判決書ほかの原資料（裁判記録）が残っていない」（一件記録不存在による審理不能説）などの理由で棄却された。裁判記録の不存在は敗戦時に裁判所が焼却したためであるが，例外的に元被告の一人（小野氏）の判決文と予審終結書の両方が残っていたので，小野氏のケースに絞って第２次再審請求，第４次再審請求が申し立てられた（資料１参照)。第４次再審の免訴判決において裁判所はこう述べている。「本件再審公判において免訴判決がなされることによって，有罪の確定判決がその効力を失う結果，これによる被告の不利益は，少なくとも法律上は完全に回復されることとなるが，前期のとおり，無罪の公示がなされないことなどから，その結論が被告人の名誉回復を望む遺族らの心情に反することは十分に理解できるところであるので，この点について若干補足する。……刑事補償法25条は，刑事訴訟法の規定による免訴の判決を受けた者は，もし免訴の裁判をすべき事由なかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは，国に対して補償を請求することができると規定しているのであって，本件においても免訴判決確定後にその請求があれば，今後行われるであろう刑事補償請求の審理においては，刑の廃止及び大赦という免訴事由がなかったならば，無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるか，という点を判断することになり，適法な請求である限りは，それに対する決定の中で実体的な判断を示すことになる。そして，刑事補償法24条１項は，「裁判所は，補償の決定が確定したときは，その決定を受けた者の申立てにより，すみやかに決定の要旨を，官報及び申立人の選択する三種以内の新聞紙に各１回以上掲載して公示しなければならない」と規定し，この規定は刑事補償法25条２項により，免訴の裁判を受けた者が刑事補償を受ける場合に準用されていることから，その決定が同条の規定のとおり公示されれば，再審の無罪判決の公示の場合と全く同視することはできないにせよ，一定程度は免訴判決を受けた被告人の名誉回復を図ることができると考えられる」（宣告日時　平成21年３月30日午前10時　横浜地方裁判所第２刑事部　裁判長裁判官　大島隆明　裁判官　五島真希　裁判官　横倉雄一郎　事件名　昭和20年（公）第80号（平成14年（た）第１号）治安維持法違反被告事件（いわゆる横浜事件第４次再審請求に係る再審公判)。なお，免訴判決を受けた元被告の遺族２人が2009年４月30日，刑事補償法に基づき刑事補償を請求した。（『朝日新聞』2009年５月１日)。

えて，国家責任が明らかにされ司法の謝罪・国家賠償が求められていた裁判であった。佐藤主任弁護士はこう述べている。

「横浜事件は，司法関係者による犯罪であり，処罰されるべきは司法関係者です。横浜事件ほど，惨たらしく，わが国の進むべき道を誤らせた，許し難い権力犯罪はありません。大島裁判長の口から，「被告人は無罪」という言葉が聞かれて初めて，横浜事件の犠牲者全員が救済され，司法の信頼も回復されるに違いないと確信します」[2)]。

しかしながら免訴判決によって，「横浜事件」の国家責任・司法責任を認定させ謝罪させることは放擲されたのである。だが，免訴判決のこのような役割にもかかわらず，第三に「横浜事件」の有罪判決（原有罪判決）に対する再審請求とその闘いの意義はきわめて大きい。原有罪判決から41～42年を経た1986年７月３日，８名の請求人（元被告と遺族）によって第１次再審請求が横浜地裁に申し立てられた社会的歴史的意義は重要である。それは再審請求人らの申し立ての動機に端的に示されている。第１次再審請求は，その前年の1985年６月６日（第102国会・衆議院）に，言論・報道を統制し思想を弾圧しうる「国家秘密法案」（「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」）が上程されたことに対する「横浜事件」の元被告とその遺族の危機感から発せられた行動であった[3)]。「国家秘密法案」は，その国会上程に至る背景と意図については後述するが，内容的には，かつて戦前の日本の言論をさまざまに抑圧した「治安維持法」「軍機保護法」「国防保安法」などを想起させるもので，今日の「有事法制」の先駆といえるものであった。再審請求は，この時期に「横浜事件」の真相を改めて明らかにすることによって当該法案を廃案にする一翼を担いたいという請求申し立て人らの強い思いにもとづくものであった。その思いは当時日本ペンクラブ会長であった作家の遠藤周作の次のような言葉にも通底している。

「戦争中の言論弾圧を味わった者たちは，言論統制がどのような手順でおこなわれていくかを既に知っている。かつて，言論の自由は巧妙に，少しずつ，堤防をひそかに崩すように侵されていった。その思い出のあるものは，国家秘密法案という法案が国会で審議されていることに神経質にならざるをえない。昔とおなじ繰りかえしがおこなわれることを怖れるのである」[4)]。

「横浜事件」とそれに対する長い闘いは，戦時体制の構築がメディアに対する弾圧とそれを通しての報道の抑制・統制と権力への同調・加担，言論・表現・思想の抑圧と弾圧から始まる事実を剔出した。このような意味において，再審は免訴判決で終結したとはいえ，その闘いは元被告の個人的な名誉回復要求を超えた社会的歴史的意義を有しており，終結していないのである。

2003年に「有事関連３法」が，2004年に「有事関連７法」が制定された。そしていま，さまざまなかたちでメディア・報道が抑制され，言論・表現・思想への抑圧・弾圧が顕著になっている。

---

2) 佐藤博史「弁論要旨」（横浜地方裁判所第２刑事部御中），2009年２月17日，pp.8.

3) たとえば，『横浜事件再審裁判を支援する会　ニュース』第１号，第２号など。

4) 遠藤周作　「はじめに」　日本ペンクラブ編『「国家秘密法」私たちはこう考える』岩波ブックレット No.118，p.2.　国際ペン憲章は「ＰＥＮは，各国内およびみずからの属する国や社会，ならびに全世界を通じてそれが可能な限り，表現の自由に対するあらゆる形の抑圧に反対することを誓う」と謳っている。

本稿では，現下の「有事法制」の成立・展開とそのメディアへの影響およびそれに対するメディアの対応について検証し，それがもたらした（もたらしつつある）報道と言論・表現・思想の自由へのインパクトについて考察する。（「有事法制」とは戦時法制というべきところ，平和憲法の存在ゆえの言語使用上のレトリックであり，本質をあいまいにする用語である。本稿では有事＝戦時という意味で「有事法制」と記す[5)]）。

1．戦後日本の国家秘密保護法制とマスメディア

（1）防衛（軍事）秘密保護法制の起点

戦後日本における国家秘密保護法制は，再軍備過程における防衛（軍事）秘密保護法制に起源をもつ[6)]。ポツダム宣言の受諾，平和主義と基本的人権の尊重，国民主権と民主主義を柱とする日本国憲法の公布・施行（1947年５月）によって，戦前の言論弾圧法規（治安維持法，思想犯保護観察法，新聞紙法，言論出版集会結社等臨時取締法などの特別法），刑法の通謀利敵罪，軍機保護法，国防保安法，軍用資源秘密保護法等を中心とする国家秘密保護関連法はすべて廃止されたが，他方，アメリカの占領下にあって敗戦後の東西冷戦対立状況のなかで，朝鮮戦争を機に警察予備隊（1950年８月），後に（保安隊を経て）自衛隊が創設され（1954年７月），講和条約と一体の日米安全保障条約（旧条約）発効（1952年４月）により，防衛（軍事）秘密の保護法制が新たに制定された。

具体的には，駐留米軍の軍事的利益の保護を目的とした安保協定刑事特別法の制定（1952年５月，「合衆国軍隊の機密を侵す罪」―合衆国軍隊の安全を害する目的でまたは不当な方法で探知・収集した者は10年以下の懲役―）と「機密探知・収集の教唆・煽動罪」をも処罰する），日米相互防衛援助協定（ＭＳＡ協定）に伴う秘密保護法の公布（1954年６月，―同法が定める「防衛秘密」（米軍供与の装備品や情報）を日本の安全を害する目的でまたは不当な方法で探知・収集・漏洩した者

---

5) 「「戦時」と「平時」という二つの状態の中間に「有事」という観念を設定する仕方は特別の意味を持つものとなる可能性を持つ。……「有事」というde factoの概念をそのまま引き取って世上に定着させたジャーナリズム・論壇の問題意識は，点検されるに値しよう」「「武力攻撃事態」に「備え」れば備えるほど，「有事」を「戦時」に転換させる圧力が蓄積されることになる」。樋口陽一「緊急権論議の前提」『法律時報増刊　憲法と有事法制』日本評論社，2002年，p.5.

6) 「朝鮮戦争を機会に，1950年（昭和25）７月に警察予備隊が創設されて，日本の再軍備が開始されると，政府内では様々な軍事法制整備に関心が向けられるようになる。とくに防諜法や諜報活動に関連する法整備について，その嚆矢と言えるのは，1958年２月に防衛庁防衛研究所（当時）作成の「監修資料別冊四（第175号）として作成された「自衛隊と基本的法理論」である。このなかで「国家秘密保護の規則」（同書第12章第２節第１款）や「内乱，利敵行為等に関する処罰の規則」（同章第２節第2款）の項目を設けて，防諜体制の確立を図り，戦時における動員が円滑に進められるために国民監視と自由の抑制に関する法整備の必要性を説いていたのである」　纐纈　厚『監視社会の未来　共謀罪・国民保護法と戦時動員体制』小学館　2007年，pp.206－207.及びp.28.古川　純「国家と法」『現代日本の法』法律文化社，1974年，198頁以下（防衛法制の形成と変遷），同「戦争の放棄」　阿部照哉他編『憲法（1）』有斐閣，1995年，203頁以下。

を処罰する—)，ＭＳＡ秘密保護法施行令（54年），自衛隊の防衛（軍事）行動を保障する法制の一環として自衛隊員の「職務上知ることのできた秘密」の漏洩やその教唆，幇助の処罰を定めた自衛隊法の制定（1954年—自衛隊法そのものには国民を対象とした秘密保護の罰則はない—)，防衛秘密の保護に関する訓令（防衛庁訓令第51号，1958年)，秘密保全に関する訓令（同102号）等である。

これにより戦争の放棄・武力の不保持・国の交戦権の否認を明確に規定した日本国憲法の存在にもかかわらず，駐留米軍と自衛隊に関する防衛（軍事）秘密保護法制が動き始めたのである。このような経緯から，戦後日本における秘密保護法制が安保条約と密接不可分に結びついていることは明らかであり，それゆえに日本国憲法体制と相容れないもう一つの法体制が並立並存すること（戦後日本政治の矛盾とごまかしの根源）になった[7]。

安保条約は，1960年の「改定」で日米軍事同盟に拡大し，さらに日米防衛協力のための指針（第一次ガイドライン（1978年）で「日米安保」から「極東安保」へ，アジア地域に展開する米軍と自衛隊との共同作戦態勢を構築するための指針）や日米新ガイドライン（1997年）で「グローバル安保体制」へ，世界規模で展開するアメリカの軍事行動を支援するための指針）の締結より大きく変容したが（資料２参照)，それと一体で防衛（軍事）秘密保護法制は展開してきた。そしてこれによって取材・報道の自由と知る権利が侵害される基盤が形成されたのである。ここでは，その関係を検証する前に，戦後日本における防衛（軍事）秘密保護法制の展開過程とその特徴についてやや詳しく見ておこう。

（２）国家秘密保護法制の制定動向

1960年代に入り，安保条約「改定」による「日米共同防衛」への対処としての自衛隊内部における「三矢作戦」研究（「昭和38年度統合防衛図上研究」実施計画）(1963年）を受けて，防衛庁の「有事立法」研究が水面下で進められていた。当時はまだ研究内容も憲法の範囲内でおこなわれ戒厳令，徴兵制，言論統制などは検討の対象にしないとされていた。しかし，統幕議長の「超法規発言」(「有事立法がなければ自衛隊は超法規的行動をとる」1978年７月）があり，福田首相（当時）が防衛庁に「有事における防衛」(「有事立法」）の研究を促進するよう指示し，また自ら「有

---

[7]「近代民主制のもとで（は)，戦時・非常時に対しては国民代表機関（議会）による立法的統制が必要であるといわれる。しかし，近代立憲主義は，基本法＝憲法による「緊急権」(戦時・非常事態における平時と異なる特別の権力行使を国家に与える正当化の根拠）の掌握を要求するのであるが，日本国憲法のどこを見ても「緊急権」規定を置いていない（むしろ憲法制定過程で明治憲法のもとで濫用された「戒厳」等の「緊急権」規定を排除したというべきであるが）という事実は，日本の立憲主義にとってきわめて重要なことであると考えるべきであろう」。古川　純「有事法制の歴史的展開」山内敏弘編『有事法制を検証する』法律文化社，2002年，pp.87－88.『法律時法増刊　憲法と有事法制』，Ⅴ国家緊急権と有事法制の比較研究。栗城壽夫「立憲主義と国家緊急権」日本評論社，2002年，pp.162－167.樋口陽一「緊急権論議の前提」前掲書，p.2－6.

事立法」の一環として「秘密保護法」を将来制定するつもりであることを明らかにした。実際防衛庁における「有事における防衛（「有事法制」）」の研究は，1978年８月にはじめられ２回の中間報告（1981年及び1984年）が出された。さらに，1978年の11月，「日米防衛協力のための指針」（第一次ガイドライン）が日米安保協議委員会により決定され閣議で承認され（実質上の安保条約の改定），日本が米軍と自衛隊の共同作戦への協力義務を負うことになった。「特に「情報活動」に関しては，「自衛隊及び米軍は，それぞれの情報組織を運用しつつ，効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。……自衛隊及び米軍は，保全に関してそれぞれ責任を負う」と定めた。日本政府はこれによって特別の秘密保護法制の立法化を公約したことになった」[8)]。別言すれば，日米ガイドラインの締結によって，日本が防衛（軍事）秘密保護法制を制定することはアメリカに対する義務にまでなったのである。日本において1978年当時防衛（軍事）秘密法制（国家秘密法制から「有事法制」へ）の制定の動きが急に浮上してきた背景とその直接の要因はアメリカの対日要求であったといえよう。日米安保条約と日米ガイドラインと自衛隊法がともに国家秘密保護法制（後の「有事法制」）の根幹を構成したのである。

防衛庁の「有事法制の研究について」の中間報告が発表（1981年）された後に成立した中曽根内閣のもとで，「有事法制」の重要な環である「国家秘密法案」（「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」）が国会に上程された（1985年６月）。この法案は別に「スパイ防止法案」と呼ばれたことにみられるように，秘密の対象は「防衛及び外交に関する事項」を広く含んでおり[9)]，防衛・外交等に関わる情報をすべて「国家秘密」として，「外国に通報する目的をもって」「国家秘密を探知し，又は収集した者で，その探知し，又は収集した国家秘密を外国に通報したもの」は「無期又は三年以上の懲役に処する」（第５条）。その行為によって，「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者」は「死刑又は無期懲役に処する」（第４条）。ここでいう「通報」とは，「外国の知りうる状態におくことと解されたので，報道することも「通報」に当たることになり，

[8)] 古川　純「有事法制の歴史的展開」前掲『有事法制を検証する』，pp.96－97.

[9)]「国家秘密法」第２条，「この法律において「国家秘密」とは，防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書，図画又は物件で，我が国の防衛上秘匿することを要し，かつ，公になっていないものをいう」。　その別表は，

一　防衛のための態勢等に関する事項

イ　防衛のための態勢，能力若しくは計画又はその実施の状況　　ロ　自衛隊の部隊の編成又は装備　　ハ　自衛隊の部隊の任務，配備，行動又は教育訓練　　ニ自衛隊の施設の構造，性能又は強度　　ホ　自衛隊の部隊の輸送，通信の内容又は暗号　　ヘ　防衛上必要な外国に関する情報

二　自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

イ　艦船，航空機，武器，弾薬，通信機材，電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造，性能若しくは修理に関する技術，使用の方法又は品目及び数量　　ロ　装備品等の研究開発若しくは実験の計画，その実施の状況又はその成果

三　外交に関する事項

イ　外交上の方針　　ロ　外交交渉の内容　　ハ　外交上必要な外国に関する情報　　ニ　外交上の通信に用いる暗号

マスメディアの取材・報道は著しく妨げられ，人々は真実を知る権利を奪われてしまうことになるのは不可避であるといえよう。その条文の罰則規定を検討すれば，それがメディアや国民一般を対象とする包括的な「国家秘密」「防衛（軍事）秘密」保護法案であることは明白であり，マスメディアの取材・報道の自由，国民の日常的な言論・表現の自由や知る権利の行使を委縮させる効果をもことは否定できない。この「国家秘密法案」は，言論・メディア関係者をはじめとする広範な人々の抗議・阻止行動によって，同年12月手続き的には廃案になった[10]が，その内容は思想的政策的には断念されることなく政府内で命脈を保ち続け，その後の「有事法制」に継承された。この「国家秘密法案」は，現在の「有事法制」の原型として十分検討するに値する。

２．防衛（軍事）秘密保護法制の再編／「有事法制」の成立・展開とマスメディア

（１）「新ガイドライン」と「周辺事態法」の成立

周知のように，1980年代末から90年代はじめかけて，ソ連の崩壊，ベルリンの壁の崩壊，天安門事件等々の諸事件に象徴されるように，国際関係が激変した。「米ソ対決」の消滅は日本にも深刻な困惑をもたらした。アメリカは唯一の超軍事大国として軍事力を背景とするグローバリゼーション政策を展開し，覇権主義を徹底的に追及した。日本はこうした不況と経済のグローバル化のなかでなお，軍事力の増強と米軍との共同強化を追求した。政府はイラクのクエートへの軍事侵攻（1990年８月），湾岸戦争の勃発を契機に，「ソ連脅威論」に代わる「国際貢献論」を拠り所にして「国連平和協力法案」を国会に上程した（1990年10月）。この法案は，日本が湾岸戦争に1300億ドルという巨額の資金を出したにもかかわらず，アメリカからは「血を流す国際貢献をしていない」と非難されたのを受けて提出されたもので，自衛隊の海外派兵を容認するための法案であったが，広範な国民の反対にあって廃案となった。しかし，政府はその後すぐさま形を代えて「国連平和維持活動法」（ＰＫＯ法）として法案を提出し（91年９月），強行採決（92年６月）により成立させ，戦後はじめて自衛隊の海外派兵を実現させた[11]。自衛隊の海外派兵は，軍事的な「国際貢献」のた

---

[10] 斉藤豊治『国家秘密法制の研究』，日本評論社，1987年。「国家秘密法案」に対してはマスコミ関係者の批判や反対の意志も強く表明された。たとえば，新聞労連・「国家秘密法」反対決議（85,4.26），民放労連・反対決議（5.12），マスコミ文化共闘・反対声明（5.13），日本漫画家会議・抗議電（6.12），マスコミ文化共闘・反対集会（6.19），映演共闘・阻止声明（6.22），日本新聞協会・反対見解（11.3），国秘法反対出版人の会発足（11.27），雑誌協会・反対見解（12.5），沖縄タイムス・反対宣言（12.14）書店組合連合会・出版学会，書籍出版協会・反対声明（12.18）など。

[11] 冷戦後自衛隊の海外出動は，「急速に拡大，日常化，連続化」した。「周辺事態法」制定以前から行われており，軍事任務・派兵へのなし崩し的な展開がみてとれる。「湾岸戦争後（91年），自衛隊法第99条の拡大解釈により，機雷除去活動を湾岸戦争後ペルシャ湾で実施。国際緊急援助隊法改正（92年）により，国外の災害救助活動としてホンジュラス，トルコ，インドで実施。ＰＫＯ協力法制定（92年）により，国連平和維持活動として武装自衛隊を部隊としてカンボジア，モザンピーク，ルワンダ，ゴラン高原，東チモールなどに出動。自衛隊法改正（新設追加）（94年）により，在外邦人等の輸送任務（「居留民保護」）

めだけでなく，自由な市場秩序の維持，経済のグローバリゼーションのもとでの日本企業（資本）の海外進出とその（資産）保護体制づくりのためでもあり，それは日本資本主義が世界市場で有利な地位を確保する途であるという考えにもとづくものといえよう[12)]。

さらに，1993年から94年にかけて，北朝鮮の「核疑惑」「ミサイル疑惑」をめぐるアメリカの軍事協力要請に日本が対応できなかったことを契機に，「日米安全保障共同宣言」が発表され（96年４月），これにもとづき日米「新ガイドライン」が合意された（97年９月）。「新ガイドライン」は,「日米安保条約の適用範囲を極東からアジア・太平洋にまで拡大し，そこでの後方支援に自衛隊を全面協力させるもの」であり，その実効性を確保し，これを国内法として法制化するために「周辺事態法案」（米軍支援法案）が提出されたのである。「周辺事態」とは「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を指し（第１条)，地理的概念ではなく事態の性質に着目したものであるとされたが，その範囲は全世界に及ぶとも解釈できる。自衛隊が「作戦中のアメリカ軍に対する後方支援活動をおこなうことは，まさに集団自衛権の行使であり，日本国憲法代９条に違反する」[13)] ものであるとの立場から，多くの人々が「周辺事態法案」を批判し反対したが，1999年５月に成立した。「新ガイドライン」と「周辺事態法」（「周辺事態に対して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）の成立は，日本政府が水面下で長年研究してきた「有事法制」の成立を意味し，新しい国家統治システムへの再編であり，戦後史の転換点（turning point）を画す

としてカンボジア，インドネシアでの緊急事態に現地待機。ＰＫＯ協力法１次改正（98年）により，武器使用要件の緩和，正当防衛射撃から上官の命令による“組織的発砲”が可能に。周辺事態法制定（99年）により，「新ガイドライン」にもとづく日米安保協力のアジア・太平洋に向けた拡大，「後方支援」の新たな活動。テロ対策特別措置法制定（01年）により，アメリカの「対テロ戦争」への協力，インド洋へ５艘の護衛艦，補給艦が出動。ＰＫＯ協力法２次改正（01年）により，本隊業務（歩兵任務）の凍結解除，武器使用対象の拡大，02年派遣の東チモールＰＫＯより適用。90年代以降における自衛隊の新しい海外における活動が，新しい法制の必要性に結びついていくのである」前田哲男『有事法制』，2002年，岩波ブックレットNo.571, pp40―41.

12) たとえば，経済同友会は，「21世紀の世界の枠組みと日本の役割―『グローバル・ガバナンス』の時代にむけて」（1996年５月）において，「日本は新たな世界自由貿易・国際通貨体制や世界の集団安全保障体制の構築」に積極的に参加しなければならないと新ガイドライン体制に積極的に関与していくことを支持し，「21世紀宣言」（2000年12月）においても「戦略的に国際秩序に参画していく必要」を説く。和田　進「軍事大国化の新たな段階と憲法改正」『ポリティーク』創刊号，2001年，p.25,pp.135－136.島川雅史『アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』社会評論社，1999年，pp.12－29.渡辺　治『現代日本の帝国主義化　形成と構造』，大月書店，1996年，pp.275－302.森英樹他編『グローバル安保体制が動きだす』，日本評論社，1998年，pp.28－33.

13) 自由法曹団編『有事法制のすべて』，新日本出版社，2002年，pp.26－27.木下智史「日米「新ガイドライン」と周辺事態措置法の制定」，前掲『臨増　法律時法』pp.88－92.纐纈　厚『監視社会の未来　共謀罪・国民保護法と戦時動員体制』，小学館　2007年，p.208.古川　純は，「周辺事態はアメリカ軍が『周辺地域』で戦争を行っていることが前提となっており，この前提以外に『日本有事』が想定されていないのであるから，結局，『有事法制』は『日本有事』対応だと言い張っても『周辺事態』と必ずリンクする法制なのだといわざるを得ない」と述べている。前掲論文，p.100.

ものである[14]。

「周辺事態法」が成立した1999年の第145国会では，会期末の４日間に，「国旗・国家法」，「通信傍受法」（盗聴法），「組織犯罪処罰法」，「改正住民基本台帳法」などが驚くべき速度で成立している。これら一連の法律は，「周辺事態法」と目的を異にしているが，言論・報道・思想の自由を抑圧する「有事法制」の重要な構成要素である。さらに「周辺事態法」の展開の方向と内容を具体的に示したのが，翌2000年に発表された対日外交の方針として作成された政策提言報告「アーミテージ・レポート」（INSS Special Report “The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership”）であった[15]。

同報告は，「周辺事態法」では不十分とするアメリカの日本の安全保障に関する体系的かつ本格的な要請といえるもので，日米同盟のモデルを米英同盟におき，日本に「新ガイドライン」の誠実な実行を迫り，集団的自衛権の行使を強く求めている。また諜報活動の項目では，日本政府のとるべき必要措置として，「日本の指導者たちは，機密情報を保護する法律の立法化に向け，国民の支持を得なければならない」と要請している。「アーミテージ・レポート」は，その後の日本の「有事法制」の整備と展開に確実にしかも急速に反映されていった。その具体化は，2001年の「テロ特措法」，自衛隊法改正等に続く「有事関連３法案」「有事関連７法案」の提出によって一気呵成に実現されていく。

重要なことは，「国家システムの組み替え」へ動き出したともいえる「有事法制」の成立が国民生活にとって現実的にどんな意味をもつのか，そのことを見極める必要があるということである。平和主義の日本国憲法のもとでの「有事法制」の成立は，国家緊急権の憲法的位置づけや集団自衛権行使の違憲性を問わずにはおかないし，自衛隊の行動による私権の制限，地方自治の侵害，マスメディアの取材・報道統制，市民の言論・表現の自由の抑圧，知る権利の蹂躙等々，民主主義社会を根底から揺るがす事態を不可避的にもたらすこと必定であるが，このような事態にマスメディアと人びとはどのように対応しているのであろうか。

（２）「テロ特措法」・自衛隊法改正と防衛（軍事）秘密法制の新設

2001年９月11日のいわゆる「同時多発テロ」事件の直後，アメリカは「対テロ戦争」として「アフガニスタンに対する報復戦争」を開始した（10月７日）。日本政府は，「テロ対策特別措置法」（「テロ特措法」）[16] の成立（同年10月29日）と同時に自衛隊法を改正した（11月２日施行）。この改正によって，自衛隊による自衛隊基地及び米軍基地の警護出動を認めさせること，ＰＫＯ方の平和維持軍（ＰＫＦ）の凍結を解除し，武器使用の要件を緩和することなどと併せて「防衛秘密」保

---

[14] 纐纈　厚は，この事態を「1999年の“静かなクーデター”」とよび，強く記憶に留めるべきだと述べている。前掲書，pp.8－9.

[15] http://www.hyogo-kokyoso.com/infobox/messages/155.shtml「日本が集団的自衛権を禁止していることは同盟間の協力にとって制約となっている。この禁止を除去することによってより緊密で効果的な安全保障協力が可能となるであろう」。

護制度（防衛秘密法制）が創設された[17)]。

自衛隊法改正以前の自衛隊の秘密は，自衛隊法が定める「庁秘」（秘密保全に関する訓令により，「機密」「極秘」「秘」に指定分けされていた），先に述べた日米相互防衛援助協定に伴うＭＳＡ秘密保護法に定める「防衛秘密」及び日米刑事特別法に定める「米軍の機密」の３種類があったが，自衛隊法改正や防衛庁の省への昇格，秘密保全に関する訓令の改正などによって，ＭＳＡ秘密保護法の「防衛秘密」は「特別防衛秘密」（特防秘）へ改められ，上記３区分の旧「庁秘」は省「秘」に一元化され，「防衛上特に秘匿することが必要であるもの」は，新たな「防衛秘密」として指定されることになった。改正自衛隊法では，従来の自衛隊員の守秘義務規定（59条）に加えて，「別表第四」[18)] に定める自衛隊や防衛に関する広範かつ包括的な情報について，防衛庁長官（防衛大臣）に「防衛秘密」を指定する権限を委ね，「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」と規定し，

> 「長官は，自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって，公になっていないもののうち，我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法…に規定する特別防衛秘密を除く）を防衛秘密として指定するものとする」（(96条の２第１項)。

指定された「防衛秘密」に接する防衛庁職員や自衛隊員だけでなく，「国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造者若しくは役務の提供を業とする者」（96条の２第３項），要するに「防衛秘密」に接する一般の公務員や民間の防衛産業の従業員などの漏洩行為も処罰対象と規定しており，しかも，違反に対する罰則は服務規律としての守秘義務（国家公務員法100条，自衛隊法59条）違反の５倍もの重罰（従来の守秘義務違反の罰則［１年以下の懲役又は３万円以下の罰金］に対して５年以下の懲役）を科している。また，従来の守秘義務規定が対象としてこなかった未遂犯・過失犯も処罰対象になり（122条

---

16) 「テロ特措法」の正式名称は，「平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応しておこなわれる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置法」という。同法は周辺事態法と同じく米軍への「後方支援」を規定している（第１条，第６条等)。この法律によってインド洋，アラビヤ海に派遣された「支援艦隊」は，空爆を続ける米艦隊への燃料補給に従事。それは「後方支援」と言われているがまぎれもなく「戦闘行為」と一体」の行為であり，憲法が禁じている集団自衛権の行使そのものである。

17) 岡本篤尚「《軍事的公共性》と基本的人権の制約」前掲『有事法制を検証する』pp.139－144.藤井治夫「自衛隊法の変質と軍事秘密法制」，前掲書，pp.174－181.

18) 別表四（第96条の２関係）

１　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究　２　防衛に関し収集した電波情報，画像情報その他の重要情報　３　前号に掲げる情報の収集整理又はその能力　４　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究　５　武器，弾薬，航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第８号及び第９号において同じ。）の種類又は数量　６　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法　７　防衛の用に供する暗号　８　武器，弾薬，航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様，性能又は使用方法　９　武器，弾薬，航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作，検査，修理又は試験の方法　10　防衛の用に供する施設の設計，性能又は内部の用途（第６号に掲げるものを除く）。

２，３，６），秘密漏洩行為を「共謀し，教唆し，又は煽動した者」も処罰対象となる（同条４項）。「防衛秘密」の守秘義務は「防衛秘密」を取り扱わなくなった後においても同様とする」と規定されている[19]。

自衛隊法改正は，新たに「防衛（軍事）秘密法制」が創設されたことを意味する。その意味で，かつて外交と防衛に関する秘密保護を理由として「国家秘密」の探知・収集を禁じ，死刑まで規定し，強い批判と反対を受け厳しい非難のなかで廃案となった1985年の「国家秘密法案」（スパイ防止法案）から「防衛秘密」だけを取り出し，外国への通報目的などを外すかたちで「防衛秘密」を復活させ新設したものであり，「国家秘密法」の部分的な導入（「焼き直し」）にほかならない[20]。それゆえ，基本的人権の侵害，取材・報道の自由や言論・表現・思想の自由の制約等の観点から，その内容を的確に分析し問題点を明らかにする必要がある。

新たな「防衛（軍事）秘密」保護法制は多くの問題を含んでいるが，ここでは３点だけ指摘しておこう。第一に，何が「防衛秘密」かは防衛大臣が指定することになるが，別表四にその対象を列記してあり，たとえば「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは研究」というように，きわめて広範かつ包括的で限定性に欠け，かつ，指定基準もあいまいである。最高裁決定では「国家公務員法にいう秘密とは，非公知の事実であって，実質的にも刑罰をもってそれを秘密として保護すると認められるものをいい，その判定は司法判断に服する」（外務省公電秘密漏洩事件・最高裁決定；最一小決昭53.5.31.刑集31巻７号1053頁）ことを要す。つまり，秘密指定の要件については，非公知性と秘密として保護に値する実質（要秘匿性）を備えていることが求められているのであるが，改正自衛隊法によれば，最高裁の「実質秘説」でなく「形式秘説」に立脚して，防衛大臣が指定したものが「防衛秘密」となり，「何が秘密かは，それは秘密」となる。指定の是非，秘密の濫用をチェックできるすべはなにもない。また，一度指定された「防衛秘密」の解除手続きについても，現行法では規定されていない。防衛大臣の恣意的な判断に基づく「防衛秘密」指定により，本来国民に広く知らされて然るべき情報が隠蔽され，取材・報道の自由や国民の知る権利が侵害されることは十分ありうる。

第二に，「防衛秘密」の漏洩の禁止と処罰の対象を一般国家公務員や防衛産業の民間人にまで広げ厳罰を科していることである。防衛（軍事）産業の分野では，莫大な投資（予算）のもとに，軍事技術の高度化に対応してミサイル防衛システムやコンピュータ情報通信技術等の共同開発競争が

---

[19] [20] 右崎正博「「防衛秘密」漏えいによる自衛官免職処分が問いかけるもの」『Journalism』，2008年11月，pp.4－9.同「有事体制と市民的自由」前掲『有事体制を検証する』，pp.206－210.同「有事法制と報道の自由」『月間　民放』，2008年８月，pp.9－10.　田島泰彦「テロに乗じた「防衛秘密」保護法制の創設」原　寿雄他編『メディア規制とテロ・戦争報道　問われる言論の自由とジャーナリズム』，明石書店，2001年，pp.91－98.同「メディア法制の変容と法」（五　「秘密保護法製の再編」）『法律時法増刊　改憲・改革と法』，日本評論社，2008年，pp.224－226.　同「進行する情報・メディア統制と表現の自由」，『月刊　民放』，2008年５月，pp.27－29.　堤　秀司「情報の出口を規制する危険な動き」，『新聞研究』，2009年２月，pp.23.『愛媛新聞』2001年10月28日（日），社説「自衛隊法改正「防衛の聖域化」。

軍産官一体で展開されており，これに一般公務員や民間の技術者やビジネスマンがますます多く関与するようになっている。「防衛秘密法制」のもとでは，自衛隊員のみならず，これらの一般公務員や民間人などが，報道機関の取材に応じただけで秘密漏洩のかどで処罰されかねないことから必要以上に萎縮し，情報提供（取材対応）に消極的にならざるをえないであろう。取材する側もなにが秘密か不明なうえに，外務省公電漏洩事件最高裁決定に示された取材の手段・方法が刑罰法令に触れるような場合や社会通念上是認できないような取材の仕方になっていないか，教唆や煽動の処罰を絶えず意識せざるを得ず，その結果取材活動が萎縮させられることは明らかである。このことはメディア関係者だけでなく，研究者や市民や団体などの調査活動にも重大な影響を及ぼすことになる。

第三に，すでにみたように，日本の「防衛（軍事）秘密」保護法制は在日米軍の軍事秘密保護を起点としており，その具体的な展開においてもアメリカの軍事秘密保護が最優先される構造になっていることである。しかも，「テロ特措法」の制定と自衛隊法の改正による「防衛（軍事）秘密法制」の創設は，９・11事件を契機に米軍の戦闘活動に協力・支援するために自衛隊の海外派兵を合法化し，米軍基地警護，「防衛（軍事）秘密」保護と情報統制を強化するためである。新たな「防衛（軍事）秘密法制」のもとにおいては，米軍の軍事秘密保護を最優先する義務をいっそう強く求められる。それゆえ，マスメディアの取材・報道の自由や国民の知る権利の制約はまぬがれない。こうした事例は，たとえば，米原潜の寄港に関し事前通告情報をマスメディアに非公表とする措置がとられたことにみるように，実際に生じているのである[21)]。

改正自衛隊法による「防衛秘密」規定の新設は，先に述べた「アーミテージ・レポート」の要請を踏まえた新たな「防衛（軍事）秘密」保護立法に他ならず，「米軍のアフガニスタン攻撃支援とその後のイラクへの自衛隊派兵の条件整備の一環をなし，武力攻撃事態法や国民保護法などの「有事法制」の中核をなすものである」[22)]。では，このようなきわめて重要な意味をもつ自衛隊法改

[21)] 田島泰彦「テロに乗じた「防衛秘密」保護法制」，前掲『メディア規制とテロ・戦争報道pp.92－93.参照。「1964年以来，寄港予定の原潜名や出入港の日時等を，米国側により外務省を介して24時間以上前までに寄港自治体に通報され報道機関にも公表されてきた。ところが，2001年９月21日，米軍からの「善処」要請を受けて，外務省はこの事前通告情報をメディアに非公表とするよう，寄港地を抱える沖縄県，佐世保市，横須賀市に要請し，三自治体はこれを受け入れることを決めたのである。ただし，出入港時に実施される国による放射能の測定結果は，従来どおり，７～８時間後には公表され，実質的にはその時点で寄港の事実が確認されることになるという」（９月22日付けの沖縄タイムス，琉球新報参照）。これに関し田島泰彦はその問題点をこう指摘している。「米側は原潜寄港に関し何らかの「善処」を求めただけであるにもかかわらず，外務省は原潜がテロの標的になる可能性を理由にメディアへの非公表を寄港自治体に要請したのは明らかに過剰反応としか考えられない」「放射能漏れという市民の安全への具体的で重大な脅威に対処するうえで欠かせない重要な情報を，テロの標的という抽象的な危険を理由にメディアに公表せず，市民の眼から隠す今回の措置は，取材・報道の自由と知る権利を侵害する，許されざる権力の情報統制である」。

[22)] 右崎正博「「防衛秘密」漏えいによる自衛官免職処分が問いかけるもの」，『Journalism』，2008年11月，pp.4－5.

正・「防衛（軍事）秘密」保護法制の新設に関して，マスメディアはいかに対応したであろうか。本節の最後にこの点をみておこう。

自衛隊法の改正については，９・11事件の翌日12日に政府与党連絡会議において改正の必要性が遡上にあがってから成立まで２ヵ月足らず，10月５日に改正案が閣議決定され，衆議院に設置された特別委員会（「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」）で10月９日に審議が開始され，10月18日衆議院で可決，たかだか３週間の短期間の審議を経て10月29日成立した。この法案に関する大手４紙（「朝日」「読売」「毎日」「産経」）の９・11事件から02年11月までの報道（社説と解説等の論調）を分析した共同研究は，「今回の防衛秘密保護の強化は国民の知る権利に奉仕するメディアにとっても看過し難いものに違いない」にもかかわらず，これらの新聞論調からは「防衛秘密保護の強化に内在している本質的な問題に肉薄する姿勢はみられない」ことを，次のように指摘している。

「自衛隊の改正による防衛秘密保護法制の新設をめぐっては，同時期に制定されたテロ対策特別措置法の背後に隠れ，国会での審議はもちろん４紙の報道量も少なかった。社説や解説レベルでは，改正案成立までは「朝日」と「毎日」のみが取り上げたに過ぎなかった。加えて防衛秘密保護の強化は市民的自由，中でも取材の自由の制約など表現・メディアの自由への制限をもたらすにもかかわらず，この問題に関して４紙はそれほど追求の姿勢を示さなかった。「朝日」と「毎日」両紙からは，改正案の問題点を一部指摘する論調も見られなくもないが，なぜこの時点で改正なのかという根本的な問いをはじめ，メディア自身の萎縮効果を含め防衛秘密の強化がもたらす様々な問題状況を的確に捉える視点が貧弱であった。一方，「読売」と「産経」が改正案の成立まで社説や解説を掲載していないのも批判しなければならず，これは国民の知る権利に奉仕する表現者の一角として危機感を欠いていたことの証左といえよう。改正案が成立した後は，防衛庁を取り巻く不祥事に際して「読売」や「産経」も，間接的でありながらも防衛秘密保護の強化問題に触れているものの，改正内容の本質に迫る論調は展開されなかった」[23]。

他方，この法案の審議と内容の問題点に関して真正面から疑問を提起し批判したメディアが存在したことにも言及しておかねばならない。改正自衛隊法の成立過程について，たとえば，愛媛新聞は社説でこう主張している。

「あの米中軸同時テロがあまりにも衝撃的であったため，国民の関心や衆院の論議は，『テロ対策特別措置法』に集中した。初めて戦時に自衛隊を海外派遣する重要法案だけに無理からぬ面はある。そのあおりで自衛隊改正案の審議は陰に追いやられてしまったが，内容や運用に問題含みの法案である。従って，参院で慎重な吟味が求められる状況だったにもかかわらず，衆院と同様あっさりと審議を打ち切り，スピード成立させる事態は遺憾である」「米国での非道な

---

[23] 韓　永學，横内一美，千　命戴，板倉孝雄，田島泰彦「有事法制とジャーナリズ―新聞は防衛秘密法制・有事法制をどう伝えたか―」『コミュニケーション研究』 第33号（2003年３月），pp.41－43.

テロ事件や，1999年に領海侵犯した朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のスパイ船とみられる不審船を取り逃がした事件を受けての改正であり，国民の理解は確かに得やすい。しかし，第３の柱は，テロ対策を隠れみのにしたくせものである」「テロ事件を奇貨として成立する改正法だが，防衛を聖域化しかねない懸念が募る」（2001年10月28日（日），社説「自衛隊法改正「防衛の聖域化」へ懸念は募る」）。

大手紙をはじめほとんどのマスメディアが「テロ」や「不審船」のニュースを大々的に報道したのに比べて，自衛隊法改正に関する報道は全般に量的にも多くはなかった。多くのマスメディアがはたして愛媛新聞のような状況認識を持ち得ていたかどうかはなはだ疑わしい。むしろ「テロ」や「不審船」のセンセーショナルな報道が自衛隊法改正への世論に道をあけたといえるのではないだろうか。

（３）「武力攻撃事態対処法」等「有事関連３法」の成立

「テロ特措法」改正自衛隊法が成立した翌年2002年２月４日，第154回通常国会の施政方針演説において，小泉首相（当時）は「有事法制」の制定を明言してこう述べた。

「国民の安全を確保し，有事に強い国づくりを進めるため，与党とも緊密に連携しつつ，有事への対応に関する法制について，とりまとめを急ぎ，関連法案を今国会に提出します」。

その後４月16日，政府はいわゆる「有事関連３法案」（武力攻撃事態対処法案[24)]，安全保障会議設置法改正法案及び自衛隊法改正案）を閣議決定し，翌17日国会に上程した（2003年６月18日成立)。このうち，武力攻撃事態対処法案は，新たな立法のための法案であり，先に成立した「周辺事態法」「テロ特措法」と一体（連動，結合，ドッキング）をなし，「有事法制」の中心的位置を占め，「国家と国民の安全を脅かす武力攻撃事態への対処に関する基本理念，国及び地方公共団体等の責務，対処態勢づくりのための法整備」を目的とするものである。

ここでいう武力攻撃事態の定義や概念（法案では，「武力攻撃（武力攻撃のおそれのある場合を含む）が発生した事態又は事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態」第２条２，制定法では「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」（第１章第２条２)，「武力攻撃事態には至っていないが，事態が緊迫し，武力攻撃が予測されるに至った事態」（第２条３））は，きわめてあいまいであり容易に理解し難い規定であるが，自衛隊法の防衛出動命令（第76条）や防衛出動待機命令（第77条）に対応している。「おそれ」や「予測」「明白な危険の切迫」を判断して武力攻撃事態を認定することは，認定基準があいまいのまま，政府（内閣総理大臣）に委ねられている。「武力攻撃事態法」の主眼は，それまでの「周辺事態法」などでは実現できない地方自治体や民間組織を戦争態勢へ強制的に動員することを

[24)] 正式名称は，「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年６月13日法律第79号)。愛敬浩二「「有事」対処システムの法的問題点―有事法案と立憲主義」前傾『有事法制を検証する』pp.109－118)（２「武力攻撃自体」対処の法的構造，３「武力攻撃事態」概念の問題点)。

可能ならしめる仕組みにあり，地方自治体・指定公共機関が国の方針に基づき事態に対処する責務および国民の協力義務まで規定していることにある（「国民は国及び国民の安全を確保するこの重要性に鑑み，指定行政機関，地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実行する際は，必要な協力をするよう努めるものとする」（第８条「国民の協力」））[25]。

しかも，武力攻撃事態への対処（「対処措置」）は，米軍と自衛隊との「調整」のもと（事実上は米軍主導）で計画され，政府は米軍の関与する作戦の機密を明らかにすることはできないので，国会も国民も知ることができない。むしろ国民やメディアからの異論や批判や反対を回避するために，情報の漏洩を防ぎ軍事秘密を保護する措置（機密保護立法の制定など）が採られることは必定であろう。現に同法には，「防衛（軍事）秘密保護」措置以外にも，国民の意思表明を封じる措置を可能ならしめる規定が盛り込まれていること（「社会秩序の維持に関する措置」（第22条），「公正かつ適正な手続きの下での国民の自由と権利の制約」（第３条４）など））を看過できない。「武力攻撃事態の対処においては，日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず，これに制限を加えられる場合であっても，その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものに限られ，公正かつ適正な手続きの下におこなわれなければならない」（第３条４）と規定されてはいるが，この規定は「有事」においては「公正かつ適正な手続き」さえ踏めば「国民の自由と権利」の侵害が正当化されうることを意味するものとも受け取れる。このように，「武力攻撃事態対処法」は，アメリカの新たな世界戦略と連動した臨戦態勢（軍事対応型国家の構築）を準備するための軍事法としての性格と国民動員法としての性格を併せもつ立法であるといえよう。

「武力攻撃事態対処法」には，検討すべき重要な問題が内包されている。基本的人権の制約，日本国憲法の平和主義と国家緊急権の関係，「武力攻撃事態」の認定等における国会の関与のあり方，自衛隊の行動と私権の制限，「武力攻撃事態」と地方自治等々多々あるが[26]，ここでは本稿の主題との関係で，武力攻撃事態の下での取材・報道の自由のあり方の観点から，指定公共機関とメディアの関係について検討する。

「武力攻撃事態対処法」は，武力攻撃事態への対処方針の一環として「日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会（ＮＨＫ）その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，政令で定めるもの」を「指定公共機関」と呼び（同法２条６），「指定公共機関」は「国

---

[25] 岡本篤尚，前掲論文「《軍事的公共性》と基本的人権」pp.131－138（２「国民の協力」と「指定公共機関の責務」）。

[26] 芦部信喜「序－有事立法を超えて」『ジュリスト』701（1979年10月１日），p.14，古川　純「安全保障会議の設置と国家緊急権の確立の方向」『ジュリスト』865（1986年７月15日），pp.41－46. 松浦一夫「序論一立憲主義と国家緊急事態」『防衛法研究』24号，2000年など参照。『読売』は社説記事（02年３月21日付け）で「有事法制がなければ，自衛隊は超法規的に対処するしかなく，かえって必要以上に人権が侵害されかねない。誤った理解に基づく有事法制反対論は百害あって一利なし」と主張している。『朝日』も解説記事（02年４月３日付け）で「日本では冷戦時代，有事法制はタブーだったが」，「昨年９月の米国の同時多発テロ，年末の北朝鮮籍とみられる武装不審船との交戦も，国民の間に有事の備えを強く意識させている」「主要先進国はいずれも，有事に対応する国家の法的枠組みを定めている」と説いている。

及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し，武力攻撃事態への対処に関し，その業務について，必要な措置を実施する責務を有する」（同法６条）とされ，その課せられた責務を負うため，内閣総理大臣の指示・直接執行・代執行権限，武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣；事故あるときは，そのあらかじめ指名する国務大臣）の総合調整権限の下に置かれる（第14条）。マスメディア関係では，政府は「放送の速報性に着目し」，放送事業者を「指定公共機関」に含めＮＨＫを例示している。しかしながら，国民への緊急情報提供の速報性を重視する必要上，政令で民間放送事業者も含めるとの考えを表明している[27]。問題は，同法が想定している武力攻撃等の事態が生じた場合に，マスメディアの報道の自由，放送メディアの自由が確保されるのか否かである。

国民にとって必要なのは，警報，武力攻撃の状況，避難の指示等が適切かつ正確に知らされることであり，同時に主権者として，国家の行動を監視しコントロールするために，政府が発動した対処措置が妥当なものであったかどうかを判断するに必要な情報が伝えられることである。　だがこうした状況においては，（すでに「防衛（軍事）秘密保護法制」に関する節でみたように），国家の安全保障・軍事上の秘密保護を理由に情報が秘匿され，事態が国民の眼から隠されるだけでなく，情報の秘匿と統制により世論誘導・国民動員が図られることが避けられない。そのような事態を阻止するためには，報道の自由を堅持する以外にないであろう。それだけに国民の知る権利に応えるメディアの役割が不可欠である。

周知のように，マスメディアの報道の自由は，憲法的価値として認められている。

「報道機関の報道は，民主主義社会において，国民が国政に関与するにつき，重要な判断の資料を提供し，国民の『知る権利』に奉仕するものである」から，「事実の報道の自由は，表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」。「また，報道の自由が正しい内容を持つためには，報道の自由とともに，報道のための取材の自由も，憲法21条の精神に照らし，十分尊重に値するものといわなければならない」[28]。

しかし，武力攻撃事態に対処するための法制がそもそも憲法と矛盾し憲法を否定するところにしか成り立たないのであるから，そこで憲法が保障する報道の自由を行使することは容易なことではない。国民が必要とする情報は政府にとって不都合な情報であり，政府にとって不都合な情報は秘匿されるからである。仮に政府の説明のとおり，警報等の緊急情報の伝達の要請が法的強制を加える意図からではなく，法的拘束力のない総合調整の一環として求められているとすれば，なぜあえて放送事業者（マスメディア）を「指定公共機関」に指定する必要があるのかが問われる。放送事

---

[27] 衆議院特別委員会（03年５月９日）及び参議院特別委員会（５月28日）における福田官房長官の発言。「指定公共機関としていかなる法人を指定するかは別にいたしまして，このような（緊急情報を伝達する）役割の重要性は，公共放送事業者であると民間放送事業者であるとにかかわらず，異なることはないと考えております。したがいまして，指定公共機関の定義から民間放送事業者のみを除外することは適当ではないと考えております」（衆・特委５月９日）。笹田　佳宏「武力攻撃事態法案の国会審議から」『月間民放』，2003年８月。

[28] 博多駅テレビフィルム提出命令事件での最高裁大法廷決定昭和44年11月26日，刑集23巻11号1480頁）。

業者をはじめマスメディアが「指定公共機関」に指定されることの問題の本質を的確に捉えておかねばならない。

政府は「指定公共機関について」の見解（02年５月16日）で，「テレビや新聞等の報道機関に対し，報道の規制など言論の自由を制限するようなことは全く考えていない」ことを明らかにしており，同じく政府統一見解の「武力攻撃事態における憲法で保障している国民の権利と自由について」02年７月24日）においても，「例えば，テレビ，新聞等のメディアに対し報道の規制など言論の自由を制限することは全く考えていない」「(憲法21条の２項の禁じる）検閲について公共の福祉を理由とする例外を設ける余地がないものと解している」と示している。また，国会においても，衆議院特別委員会での法案の採択にあたって（５月14日)，付帯決議で「指定公共機関の指定に当たっては，報道・表現の自由を侵すようなことがあってはならない」と明記され，参議院特別委員会でも次のようなさらに詳しい付帯決議が採択された。

「放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては，放送の内容を警報，武力攻撃事態等の状況，避難の指示の内容等最小限にとどめ，かつ，放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し，言論の自由を侵すことのないようにすること」[29]。

しかしながら，このような政府見解や国会の付帯決議があっても，一旦「指定公共機関」に指定され政府の指揮統制の下に置かれれば，その効力は失われ，つまるところ「大本営発表」を担うことになり，表現の自由や知る権利は大幅に制約されることにならざるをえない。このことは，歴史が示す経験的事実であり，またすでに指摘したような理由（論理）から容易に推測できる。法制度的枠組みから「指定公共機関」として条件づけられた放送事業者（マスメディア）が報道の自由を堅持することは，事実上不可能であることを認識しなければならない。それゆえ，報道の自由が確保されるためには，放送をはじめマスメディアは「指定公共機関」の法制化を退ける必要があるだろう。現に，放送事業者の側（日本民間放送連盟：民間放送事業者の経営者団体）は，法案審議の過程でこう主張している（重要な観点を踏まえた意見であるので，やや長いがほぼ全文引用する)。

> 「……武力攻撃事態法案には，政府に協力する『責務』が課される『指定公共機関』」を政令で指定する仕組みが盛り込まれている。……この法案がこのまま成立した場合，放送が首相の権限の下に置かれ，国民の『知る権利』に奉仕する報道機関が，政府に奉仕するものに変質しかねない。
>
> 仮に日本が軍事的に攻撃を受けるような事態が起きれば，放送局は政府に命じられるまでもなく，みずからの判断で，市民に対して正確な情報を迅速に提供することは当然である。政府は必要な情報を国民に開示・提供する義務を負っており，放送局を『指定公共機関』に指定する実質的な意味はない。この制度が政府による情報統制を意図したものではないかという懸念を持たざるを得ない。
>
> しかも，内閣は事実上独断で『武力攻撃事態』と宣言することができ，これを宣言すれば，

---

[29] 羽生健二「政府との攻防１年—放送分野の『指定公共機関』制度」『月間　民放』，2003年８月，p.15.

『指定公共機関』の業務について『総合調整』を行い，それが実施されない場合には指示を出し，さらに指示に応じない場合は，その業務を代執行する権限が首相に付与される。国会の審議において政府は，『言論に自由を制約することは考えていない』との抽象的な見解を繰り返すのみで，この見解を担保する具体的な根拠を示しておらず，われわれの懸念を増幅させている。
われわれは，上記の懸念が払拭されない限り，民主主義の根幹である報道の自由にかかわる領域で，『指定公共機関』を法制化することは受け入れられない。有事であっても，『知る権利』に奉仕する報道の自由が確保されることが，究極的には国民の生命・安全を守ることにつながる。表現の自由・報道の自由が制約される事態を招かないよう，国会において慎重な審議を求める」。（下線は引用者。「武力攻撃事態法による指定公共機関に対する意見」02年７月18日）[30]。

政府が放送メディアを「指定公共機関」とすることに拘泥するのは，「総合調整」という名目の

[30] 民放連は，この「意見」の他にも，同趣旨の申し入れや報道委員長のコメントや声明等を発表している。「武力攻撃事態法による放送分野の指定公共機関制度についての申し入れ（03年５月６日，衆院「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」に提出。「……われわれ民間放送事業者は，視聴者の生命・財産に関わる緊急情報を，法的規制によらずとも自主的判断で当然のこととして速報する。これは国民の電波を預かるものとしての使命であり，改めて義務付けを受ける必要はない。
戦時には権力による情報の管理・統制により，真実の報道がしばしば危険に直面する。第二次大戦下の“大本営発表”が国民の目を覆い，国家の命運を誤り，甚大な被害を内外にもたらしたことを思い起こさなければならない。戦時下においてこそ，国民の『知る権利』に応えるための多角的視点による報道が必要だ。われわれは，こうした歴史的事実を踏まえ，放送分野の指定公共機関制度に対し強い懸念を改めて表明する」。また，「武力攻撃事態法案の衆院通過にあたっての氏家報道委員長のコメント」（03年５月15日），「……理念としての表現の自由・報道の自由の尊重にとどまらず，これを実態として保障するシステムが不可欠……」。さらに「武力攻撃事態法の成立に対する緊急声明」（03年６月６日）。「（法案が成立したが）この法律によって，有事において放送局を『指定公共機関』として政府に協力させる枠組みができた。しかしながら，有事であっても，国民の知る権利に応える自由な報道が不可欠であり，『指定公共機関制度』によってこれが妨げられることがあってはならない。……こうした懸念が払拭できない限り，放送局を指定公共機関とすることは受け入れがたい……」（下線は引用者『月間　民放』2003年８月，p.20.）また，同法に「指定公共機関」として明記されたＮＨＫの見解（海老沢会長発言）:「いわゆる国家間の戦争あるいは国家間の紛争というものについての規定は放送法にはございません。ただ，われわれはやはり，放送事業者として国民の生命財産を放送を通じて守る使命があるだろうということで，何かあればいつでも放送できる体制をとっております」（衆議院逓信委員会，03年３月19日）。民放とＮＨＫの見解はきわめて対照的である。他方，『読売』『産経』は「従事法制」の必要性を強調し早期成立を要請してきた。『朝日』『毎日』も早期成立に懸念を示しつつも，「有事法制」の必要性は否定していない。「メディアが指定公共機関として想定されている点について，その是非や影響を本格的に検証する姿勢はほとんどなく，ＮＨＫのみならずメディア，市民社会全体に関わる問題として見つめる視点を欠いていた」。前掲，韓　永學他「有事法制とジャーナリズム」p.46.「有事関連３法案」に対して，日本弁護士連合会（理事会声明，02年４月20日）を始め，日本ペンクラブ，日本ジャーナリスト会議，民放労連，新聞労連，出版労連，報道の自由を求める市民の会等々が反対や抗議の意思を表明した。

下で放送内容への介入・統制や自粛を強制する意図からであると考えざるを得ない。民放連の「意見」に的確に明示されているように，国民の知る権利と政府行動の監視（事実上の国家緊急権の発動に対する国民抵抗権の行使）にとって報道の自由は必要不可欠であり，「指定公共機関」制度からメディアを除外することが肝要である。

「武力攻撃事態対処法」は「有事法制」の中心的位置を占めるが，武力攻撃事態等への対処に関する基本理念と枠組みを示すものであるから，これだけでは「有事法制」はまだ整わない。その基本理念等の枠組みの下での個別の法制（「事態対処法制）が整備されることが必要である。だが，それはこの段階では先送りされていた。それは，「武力攻撃事態対処法」等の成立を容易にし，急ぎ成立させるために，とりわけ論争の的となる武力攻撃事態等における国民の生命・財産・人権等国民生活に直接に関わる重要な具体的内容規定（国民保護法制）を先送りし，そのことを「武力攻撃事態対処法」の条文に盛り込むという手だてが講じられたからである。その結果，「事態対処法制の整備は，その緊急性にかんがみ，この法律の施行の日から２年以内を目標として実施するものとする」第23条）と規定され，この規定に基づいて2004年の通常国会で国民保護法などいわゆる「有事関連７法」（国民保護法，米軍行動関連措置法，海上輸送規正法，自衛隊法一部改正法，特定公共施設利用法，捕虜取扱い法，国際人同法違反処罰法）が成立し，ここに「有事法制」の統合的な確立をみるのである。

「武力攻撃事態対処法」を核とする「有事法制」のもとで果たすべきマスメディアの機能について論議するにあったっては，すでにのべたように，同法がアメリカの新たな世界戦略と連動した臨戦態勢（軍事対応型国家の構築）を準備するための軍事法としての性格と国民動員法としての性格を併せもつ立法であるという認識を前提にしなければならない。このことは，「イラク特措法」のもとでの顕著なメディア規制とメディアの共振・同調，「有事関連７法」のもとでの言論・報道・思想の自由の抑圧や市民的自由の制約に直面して，ますます重視されねばならない。

資料（1） 横浜事件再審請求の歩み 1986 年 7 月～ 2009 年 4 月

第一次請求

再審請求の理由＝
拷問によって作られた「自白」を証拠とする判決は誤審。
特高警官 3 名への有罪判決。など

- 1986年 7 月 3 日 横浜地裁に再審申し立て →
- 1988年 3 月31日 ◆横浜地裁 棄却決定
  棄却理由：訴訟記録が存在せず，審理できない。拷問事実は益田のみで，その他に対してではない。 →
- 1988年 4 月 1 日 即時抗告 →
- 1988年12月16日 ◆東京高裁 棄却決定
  棄却理由：訴訟記録が不存在で，審理できない。拷問がその他に対して行われた可能性は，否定できない。 →
- 1988年12月24日 特別抗告 →
- 1991年 3 月15日 ◆最高裁 棄却決定
  棄却理由：原決定（東京高裁）が，憲法判断を行ったものではない。

第二次請求

再審請求の理由＝
「犯罪事実」とされる細川論文が判決書証拠欄にはなく，かつ共産主義啓蒙論文ではない。など

- 1994年 7 月27日 第二次再審申し立て →
- 1996年 7 月30日 ◆横浜地裁 棄却決定
  棄却理由：論文内容の評価が，犯罪事実の前提であるので，細川論文を調べないで判決をしたとは考えられない。 →
- 1996年 8 月 1 日 即時抗告 →
- 1998年 9 月 2 日 ◆東京高裁 棄却決定
  棄却理由：横浜地裁とほとんど同じ →
- 1998年 9 月 7 日 特別抗告 →
- 2000年 7 月11日 ◆最高裁 棄却決定
  棄却理由：第一次棄却理由と同じ形式的法律論

第三次請求

再審請求の理由＝
ポツダム宣言受諾時点で治安維持法は失効。
失効した同法による判決は無効。
当時共産党は存在しない。拷問の事実など

- 1998年 8 月14日 第三次再審申し立て →
- 2003年 4 月15日 ◆横浜地裁 再審開始決定
  決定理由：ポツダム宣言受諾後の治安維持法による判決は無効である事は認める。
  免訴にするべきで，無罪言い渡し要望は失当。 →
- 即時抗告 →
- 2005年3月10日 ◆東京地裁 再審開始決定
  決定理由：地裁採用の失効論は，是認できない。拷問の事実は明らか。
  それに基づく「自白」は信用できない。
  無罪言い渡しの根拠となる。 →
- 2005年10月17日（第 1 回） 12月12日（第 2 回） ◆横浜地裁 再審公判
  地検：免訴を主張
  弁護団：無罪言い渡しを主張 →
- 2006年 2 月 9 日 ◆横浜地裁判決 免訴
  判決理由：法の廃止や大赦があった場合は，免訴と旧刑訴法は規定。 →
- 即時抗告 →
- 2006年11月 9 日 ◆東京高裁 控訴審（第1回）
  裁判長：弁護団の証拠請求退け，実体審理をしない方向を示す。次回結審を表明。
  弁護団抗議により次回最終弁論を認める。 →
- 2006年12月 7 日 ◆東京高裁 控訴審（第2回目）
  弁護団：最終陳述 →
- 2007年 1 月19日 ◆東京高裁判決 免訴
  判決理由：横浜地裁免訴判決を上まわる形式論 →
- 特別抗告 →
- 2008年 3 月14日 ◆最高裁判決 免訴
  判決理由：高裁判決を支持

第四次請求

再審請求の理由＝
判決は予審終結決定書の泊会議部分を削除しており，この会議を虚構と認定するもの。
また細川論文は審理されておらず全証拠構造の崩壊となる。その他，事実誤認など

- 2002年 3 月15日 第四次再審申し立て →
- 2008年10月31日 ◆横浜地裁 再審開始決定
  決定理由：拷問による自白は，以下の点で「虚偽」であると認める
  ①泊会議は虚構
  ②細川論文は共産主義的啓蒙論文ではない
  したがって，横浜事件は司法権力によるフレームアップである
  〈決定から〉総合判断すると小野氏の治安維持法違反を「証すべき証拠が存在しないこととなり直ちに確定判決の有罪の事実認定が揺らぐこととなる」 →
- 2009年 2 月17日 ◆横浜地裁 再審公判
  地検：免訴を主張
  弁護団：無罪言い渡しを主張 →
- 2009年 3 月30日 ◆横浜地裁判決 免訴
  判決理由：免訴事由に該当 →
- 2009年 4 月30日 ◆横浜地裁 弁護団：刑事補償請求

出典：横浜事件再審請求を支援する会：2009 年の記述は筆者が追加。

資料（２）　　　　　日米間の防衛協力と日本の役割の段階的発展

	第１の転機（1970－80年代）	第２の転機（1990年代）	第３の転機（2000年代）
時　代　背　景	ヴェトナム戦争の収束（－1973） デタントとその崩壊 米国の相対的国力の低下 日本経済の急速な成長	湾岸戦争•ソ連崩壊（1991） 第１次朝鮮半島危機（1993－94） 台湾海峡危機（1996） 日米貿易摩擦と「同盟漂流」	９.11テロ（2001） アフガニスタン攻撃（2001） 第２次朝鮮半島危機（2002－） イラク攻撃•占領（2003－）
米国の国防政策	２½戦略から１½戦略への転換 ニクソン•ドクトリン（1970） 新太平洋ドクトリン（1975）	地域紛争対処の重視 国防費•前方展開兵力の削減 ナイ•イニシアティブ（1994－） 東アジア戦略報告（1995）	米軍の変革と対テロ戦の遂行 前方展開態勢の見直し QDR（2001） 国家安全保障戦略（2002）
日本の防衛政策	防衛を考える会報告書（1975） 防衛計画の大綱（1976） 基盤的防衛力構想，専守防衛	樋口レポート（1994） 防衛計画の大綱（1995） PKO協力法（1992）	荒木レポート（2004） 防衛計画の大綱（2004） 武力攻撃事態関連法（2003－04）
日米間の防衛協力	旧ガイドライン（1978）	新ガイドライン（1997）	SCC合意文書（2005.10）
	シーレーン防衛（1981） 有事共同対処計画策定（1981） 対米武器技術供与解禁（1983）	日米安保共同宣言（1996） ACSA締結（1996, 1999改定） ガイドライン関連法（1999－00）	テロ特措法（2001） イラク特措法（2003）
米軍基地の再編	関東計画•在沖米軍基地再編 •横須賀への空母配備等	SACO合意（在沖米軍基地の整理統合，1996）	在日米軍と自衛隊の大規模な部隊•基地の再編と連携強化
経　費　分　担	米軍移転経費の負担（1973－77） 思いやり予算（1978－）	SACO関連経費（1996－）	グアム移転費を含む基地再編経費の負担

（出典）福田　毅「日米防衛協力における３つの転機」『レファレンス2006.7』P.144

新旧ガイドラインの比較

		旧ガイドライン	新ガイドライン
平時	２国間協力	日本有事の共同防衛計画の研究 共同演習・訓練 情報の作成・交換	日本有事の共同防衛計画策定 周辺事態の相互協力計画策定 共同演習・訓練，情報共有と政策協議 包括メカニズム・調整メカニズムの設置
	国際環境安定のための多国間協力	記載なし	地域的安全保障対話，防衛交流，軍備管理・軍縮，国連PKO，人道的国際救援活動における日米協力
日本有事	日本独力対処	限定小規模侵略	ゲリラ・コマンドー攻撃等の不正規型攻撃
	日米共同対処	〈役割分担〉 自衛隊＝日本の領域及び周辺海空域における防衛作戦 米軍＝自衛隊支援，自衛隊の能力を補完するための作戦 〈日米の調整〉 調整センターの設置 〈兵站活動〉 補給・輸送・装備品の整備における協力，施設の提供	〈役割分担〉 同左 〈日米の調整〉 調整メカニズム・調整センターの運用 〈兵站支援活動〉 補給・輸送・装備品の整備・医療活動における協力，施設の提供 〈弾道ミサイル攻撃への対処〉 米軍による情報提供と打撃力の使用検討
周辺（極東）事態		情勢に応じた随時協議 極東における事態対処のための計画の研究	調整メカニズム・調整センターの運用 〈日米各々の主体的活動〉 避難民救援，捜索・救難，非戦闘員救出，経済制裁の実効性確保（船舶検査） 〈日本による対米支援〉 自衛隊施設及び民間空港・港湾の提供，後方地域支援（補給，輸送，装備品の整備，医療活動，米軍施設等の警備等）

（出典）福田　毅　「日米防衛協力における３つの転機」『レファレンス2006.7』P.169

参考文献

飯室勝彦編『包囲されたメディア　表現・報道の自由と規制三法』現代書館　2003年

石坂悦男「情報環境の権力構造」, 石坂・田中編『メディア・コミュニケーション』法政大学出版局　2005年

上田誠吉『戦争と国家秘密法』イクオリティ社　1986年

上田誠吉・坂本修『国家機密法のすべて』大月書店　1986年

内川芳美編『現代史資料41　マス・メデイィア統制』みすず書房　1975年

梅田正巳・畑中繁雄『日本ファシズムの言論弾圧史　横浜事件・冬の時代の出版弾圧』高文研　1986年

奥平康弘他『国家秘密法は何を狙うか』高文研　1987年

岡本篤尚『国家機密と情報公開：アメリカの情報自由法と国家秘密特権の法理』法律文化社　1998年

川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』同文館出版　2004年

纐纈　厚『検証・新ガイドライン安保体制』インパクト出版会　1998年

『周辺事態法　新たな地域総動員・有事法制の時代』 社会評論社　2000年。

『有事法制とは何か―史的検証と現段階』インパクト出版会　2002年

斎藤豊治『総批判　国家秘密法』法律文化社　1985年

『国家秘密法制の研究』日本評論社　1987年

外岡秀俊他『日米同盟半世紀　安保と密約』朝日新聞社　2001年

田島泰彦『人権か表現の自由か　個人情報保護法・メディア規制立法を問う』日本評論社　2003年

長浜　功『国民精神総動員の思想と行動』明石書店　1987年

西山太吉『沖縄密約―「情報犯罪」と日米同盟』岩波新書　2007年

樋口陽一『自由と国家　今「憲法」のもつ意味』岩波書店　1989年

『個人と国家　今なぜ立憲主義か』集英社新書　2000年

藤田省三『全体主義の時代経験』みすず書房　1995年

藤原彰・雨宮昭一編『現代史と「国家秘密法」』未来社　1985年

前田哲男『自衛隊　変容のゆくえ』岩波新書　2007年

琉球新報社地位協定取材班『検証「地位協定」　日米不平等の起源』高文研　2004年

横浜弁護士会編『資料　国家秘密法』花伝社　1987年

Calder, Kent E. *Pacific Alliance: U.S.-Japan Relations in Comparative Perspective*　渡部将訳『日米同盟の静かなる危機』ウエッジ　2008年

Chomsky, Noam. *Necessary Illusions: Thought Control in Democratic Societies.* London: Pluto Press,1989.

Herman, Edward S and Chomsky. *Manufacturing Consent: The Political Economy of The Mass Media.* New York: Pantheon Book,1988.

McCormack, Gavan. *CLIENT STATE*　新田準訳『属国』凱風社　2008年

Richard L. Armitage et.al., *The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership* (INSS Special Report), Washington DC: ,NDU Press. October 11,2000.